

令和7年9月10日

保護者の皆様へ

富山市立三成小学校
校長 若狭 茂
三成小学校P.T.A
会長 山口 有羽子

家庭における子どもたちの適切なインターネット使用に関するご協力のお願い

日ごろより本校の教育活動及びP.T.A活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、インターネットの急速な普及により、私たちの生活は非常に便利になり、スマートフォン等のデジタル機器は欠かせないものになっています。「デジタル・ネイティブ」の言葉どおり、子どもたちにとっては生まれた時からインターネットが生活の中に浸透しているため、利用へのハードルは低く、幼児でも簡単にスマートフォンを操作する姿をよく目にすることになりました。

しかし、操作が上手にできても、小学生の段階では、インターネット社会についての知識理解、判断力や社会性がまだ未熟で発展途上にあります。便利なツールであっても、たった1回のクリックでたちまち被害者にも加害者にもなり得るのがインターネットです。本校では、発達段階に応じ、機会をとらえて情報モラル指導を行っていますが、ご家庭でもインターネットに触れる機会が多くなっている中、子どもたちの健やかな成長のために保護者の皆様のご協力が欠かせません。そこで、次のことについて、ご家庭でもご理解いただき、一層のご配慮、ご協力をお願いいたします。

1 お子さんが安全にインターネットを活用する際の「保護者の責務」について

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成21年4月施行／平成30年2月改正法施行）」には、18歳未満の青少年がインターネットを適切に活用する際の「保護者の責務」が以下のように定められています。

（保護者の責務）

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

このことをご理解いただき、お子さんにスマートフォン等のデジタル機器を購入される場合はもちろん、家族用の機器を共有される場合も、お子さんが安全に利用できるよう、以下のことにご協力ください。

- ・デジタル機器利用について、家庭でルールづくりをする。
- ・使用状況について定期的に話し合い、必要に応じてルールの見直しをする。
- ・デジタル機器の「ペアレンタル・コントロール」を活用し、有害サイトへのアクセス制限や長時間利用の防止をする。
- ・お子さん個人用のデジタル機器を購入される際は、販売店でフィルタリング設定を依頼する。
(18歳未満が使用する携帯電話へのフィルタリング設定については、携帯電話会社とその販売代理店に法律上の義務があります)

2 お子さんを守るためのご家庭での情報モラル教育について

子どもたちを取り巻くインターネット環境は日々変化しており、発生する事案も多様化してきています。以下、事例をいくつかご紹介します。

〈オンラインゲームを介した誘拐事案〉

- ・オンラインゲームで知り合った見知らぬ相手との交流が深まるうち、相手を信頼するようになり、「困っていることがあるなら家において」との誘いに応じた。

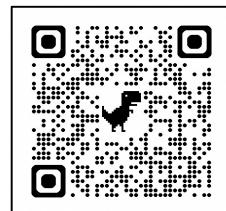
〈SNSを介した付きまとい事案〉

- ・SNSに投稿した画像から自宅を推測され、知らない人に付きまとわれるようになった。

〈詐欺サイトを介した個人情報の流出〉

- ・詐欺サイトだと気付かずアンケートフォームに生年月日やメールアドレス等の個人情報を入力、送信すると、大量の迷惑メールや広告メールが届くようになった。

右の二次元コードから、総務省が毎年公表している「インターネットトラブル事例集2025年版」に接続することができます。上記の事案だけでなく、実際に起こっている様々な事案や対応策等について学ぶことができます。ご家族で一緒に見ながらインターネットの望ましい使い方について話し合う機会をもつなど、お子さんがインターネットを安全に正しく使い、トラブルを回避する力を身に付ける一助としてください。



総務省「インターネット
トラブル事例集2025年版」

3 SNSの利用制限・推奨年齢について

家族内での連絡のため、お子さんのSNS利用を認めておられるご家庭も多いことと思います。SNSは、手軽に連絡を取り合える利点がある一方、適切な使用ができない場合、トラブルや犯罪につながる危険性もあります。利用規約等には、各アプリケーションの利用年齢・推奨年齢についての記載があります。また、「未成年が利用する場合は保護者の管理が必要」などの記載もあります。SNS利用についても、ご家庭でのルールづくりをお願いします。

主なSNSの利用可能年齢等 ～各アプリ利用規約等より～

SNSアプリケーション	利用可能年齢
LINE (ライン)	利用推奨年齢は 12歳以上
X (旧Twitter) (エックス)	13歳以上 登録可能（子供向けのサービスではないため、未成年は自分自身を守るためにルールに従う必要あり）
TikTok (ティックトック)	13歳以上 から利用可能（機能ごとに年齢制限あり）
Instagram (インスタグラム)	13歳以上 からアカウントの作成が可能
Facebook (フェイスブック)	13歳以上 利用可能（未成年が利用する場合は保護者とよく話し合い許可を得る）

4 生成AIの利用について

8月下旬に「辛い気持ちを抱えている18歳以下の子どもの相談先として最も多く選ばれているのが生成AIである」との報道がありました。アメリカでは、生成AIを相談相手にしていた16歳の少年が、生成AIから出力された助言に従い続け、最終的に自ら命を絶ったという痛ましい事件も発生しました。このように、子どもたちの生成AIへの依存も懸念されます。

生成AIは、常に利用者を受け入れ、即時に分かりやすい回答を出力するため、依存状態に陥りやすいという特徴があります。しかし、生成AIから出力されるデータはあくまでも「参考のひとつ」であり、最終的な判断や責任は利用者である人間にあります。お子さんがご家庭で生成AIを利用している場合、日常的な会話を通して、適切な利用についてご家族で話し合ってみてください。そして何より、困ったときに相談できる相手が身近にたくさんいること、また、様々な相談窓口もあることを伝えてあげてください。

【参考】チャットGPTの利用は13歳以上が可能。18歳未満利用の場合は保護者の許可が必要。